

その点について歯科の先生方とよく相談していただまして、なるべく早く休日歯科診療を実施していただきたいというふうにこれは要望しておきます。それと同時に、いま現在行われています西多摩地区の一口所の分ですが、これはやはりもっとPRして、どんなにでも痛いときにはいまはないような現状です。ないような感じ、あるんですが、ないみたいな感じになっていくわけです。そういうようなことをやはりなくすために、もっともっとPRをしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その点いままてどういふふうなPRの仕方になっていったんでしょうか。どこかに連絡したら今週はとてですよと教えてもらえていたのかどうか。そこらもちょっと教えてください。

それと保育料の問題ですけれども、市長が持例保育などによって、保育の充実にいというふうにいま答弁されて、これは私も積極的に賛成いたしますが、保育料そのものの考え方、保護者に適正な負担をしていただくために、値上げというのではなくて改定という言葉を使われないけれども、その問題なんですけれども、保育料そのものの考え方という

ふうに考えられているかということ、私はちょっとお聞きしたいというふうに思っています。

いまの保育料の考え方については、言ってみれば保母さんなどの人件費、

それを考えた中で保育料を決めているわけですね。厚生省の考え方はそうですから当然そうだと思います。必ずしも、私はそういう問題については

地方自治法の第二百四十四条の中にもありますけれども、住民の福祉を増進する目的を持つその利用に供するための施設、これが地方自治法で

いわれている第二百四十四条なんですけれども、これは保育所も住民の福祉を増進する目的を持つて、この二百四十四条に当てはまるというふうに

私は考えています。これは大體一般的にはそういうふうに考えられています

けれども、この場合、保育料の、そして徴収される代価は地方財政法の規定からして、公務に従事してサービスを提供する職員給与、言ってみれば保母さんの人件費は一般の租税などの一般財源を持つて充てることと

されていますので、これは地方自治法でそのようにされているわけですね。

ただ、いままでの保育料のあり方が、厚生省の行政指導によって行われていくわけですが、必ずしも、なかま保育料自体の考え方がある

かしくなっていますけれども、いまの厚生省の行政指導は、法的な明文化は
どこにもないわけです。そういう点で、私は保母さんの人件費などは、保育
料からとっていくという事は間違いないかというふうに考えているわけです。
そういう点から考えますと、いまの福生の保育料が、それでは適正かどう
か、ということも、これをこれからできる専門委員会を検討していただく
わけです。

それについては、それぐらいにしておきますけれども、専門委員会の専門
委員のさっき部長が答えられました根拠ですけれども、非常に安易な
根拠だと思えます。前回は五十一年に行われましてけれども、この五十
一年のときに八名ということなので、今度も言ってみれば八名にしたいとい
うことで予算を組まれたわけですけれども、規則でいいますと十名以内
となっているわけです。ですから規則でいうと八名だから違反じゃないん
ですけれども、でも規則にいられている十名以内という点は、やはりその規
則をつくられたとき、これは四十四年になっていきますけれども、そのときには
やはり十分審議されました、十名以内が妥当だということも十名以内と

いう規則がつけられたんだと思うんです。それを五十一年のときにはどうい
うことで八名になったかよくわかりませんけれども、五十一年が八名だから今
度も八名でいいんだというそんな安易ではなくて、やはり多くの方たちにこ
ういう保育料の問題、公的な問題ですから審議していただく、検討して
いただくという点では、私は十名以内と書いていけば、十名専門委員を置いても
何う不都合はないというふうに考えておりますけれども、そのころの考え方
をどうと聞かせていただきたいと思います。

それと選任方法としては検討中と言われましてけれども、さっき市長は
五十一年のときと同じようにやういふにというふうにお考えはいただけたんじやないか
と思いますけれども、専門委員のメンバー、人員の数は五十一年と同じにして
選任方法はまだ検討中というふうに考えてよろしいんです。その
ままだと、私はこの選任方法も委員会の委員の方の選出方法で
すね、あれもこのままだと置いておけば、五十一年と同じようにやういふ
ふうな答えが出てくるんじゃないかと思うんです。私がどうと覚えていま
すのは、たしか五十一年のときには厚生委員長、保育園の園長さん、また

幼稚園の園長さん、そういう肩書きのある方にと、あと何人かの保護者の代表が入っていたのかなという感じで何の専門委員会ができたんです。市長の諮問機関として市長が任命されたんですけれども、そういうふうになりまうにけれども、私はそういう点で八名が十名になりまうても、四万九千市民を代表する二十四名の議員よりも数が少ないわけです。ということとは、もっともっと市民の、上げるのがいいとか悪いとかということよりも市民の多くの皆さんの意見を聞いて、保育料の問題をそもそもから考えていかなければならないんじゃないかというふうに私は考えますので、選任方法は、それは市長の諮問機関で市長が任命されることですからそれはよろしいですけれども、そういう点から考えまうて、公聴会——先ほど部長が言われました。確かに公聴会——公の聴く公聴会ですと、国会などで学識経験者などの意見を聞くというふうに許書には書いてありますが、私が言うのはそういうようなものじゃなくて、市民の声を広く聞くという点で、よく通産省などがやりますね。都市がスの値上げをするときなどは福生の市民会館でも何回かやりまうにけれども、そういう

ように市民の声を広く聞くという点で、それが法的に根拠があるかないかという点とじゃなくて、福生市の行政にそういう市民の声を生かすという点でどうしてもこれはしていだぎたいというふうに思っています。

五十一年のときに福生は保育料の値上げがあったわけですから、そのときに石川前市長は、公聴会をやっていたというふうな私の質問で答弁されて、あのときにいろいろなことを言われました、

それができなくて終わりましたけれども、今度、保育料が市長のおっしゃる改定ということでしたら、私は広く市民の声を聞いて、市民の代表も聞いて納得するよりな保育料の改定にしてもらいたい、こういうふうに思いますので、強くこの点、考え方としてどうなのか。専門委員会をつくるからこういう公聴会など意味ないということではなくて、その専門委員会は専門委員会としても、公聴会は公聴会として、市民がどういふふうに考えているかということも私は聞いても何ら不都合はないというふうに考えますが、その点聞かせてください。

○福祉部長（田村忠雄君）

最初の障害者の虫歯の件でございますが、

先ほど市長も申し上げましたとおり、非常にこれは障害者と申ししても、原議員さんもおっしゃっておりましたが、重度の精神薄弱者、薄弱児等が該当してくるわけでございますが、非常にむずかしいところ方々——重度の方々につきましては非常にむずかしい面もございます、やはり医療技術や技能の整った都立の総合病院の方でなければなかなか診療ができないというような状況にあるようでございます。

なお、都の社会福祉審議会等におきまして、やはりこういった問題については民間に御協力をいただくなくてはということも書いてございますが、やはり都立の総合病院を整備して計画を進めていくんだというような答申もしてございます。

それで、先ほどの御質問でございますが、福生市におきましては非常に数からいけばそんなに多いわけではございませんので、現在はまだ申し出がございませんが、仲介をとるかどうなのかということでございますが、申し出があれば都立病院の方に仲介をいたします。

それから保育料の関係で専門委員会さんの根拠でございますが、

確かに委員の数は八名でなくちやならないということはございませんが、前回の例では全部の委員さんではございませんが、委員さんの内容と申しますか、余りかんばしくないような御意見もあるようでございますが、一応八名ということで予算も計上してございますので、内容をもう少し検討してやっていきたいということでございます。

それから、公聴会は非常に私も申しわけない次第でございますが、広く意見を聞くということでございますが、これは当然専門委員さんなどのような形で選任申し上げるかわかりませんが、専門委員さん等の御意見も承りまして、その必要があればやはり保護者の方々等にも保育料について強く御意見を聞きたいと考えているわけでございます。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

先ほどの御質問で、食べたりみがきあいましょうという子供の問題でございます。

各学校にもひとつそういうふうなのはできないかというふうなお話でございますが、虫歯予防につきましても非常に学校自体も関心を持っております。

ます。各学校ごとに創意工夫をいたしまして、今月いろいろと虫歯の問題等においてもPRしてありますが、まず一例を申し上げますと、各学校におきましてもどうもございしますが、まず虫歯をなくそうということ、歯の働きはどんな働きをしているのかとか、それから虫歯はこうして起るとか、それから虫歯になった場合こうなるんだと、それから虫歯にならないようにするにはどうしたらいいのかとか、正しい歯の磨き方とか、こういうふうな問題を子供たちによく指導しております。と同時に、家庭におきましては、学校により等におきまして、家庭教育の問題でございまして、親たちに歯をみかせる指導を、習慣をつけさせていきたいと思います。こういうふうなPRをしている等、いろいろ学校によって工夫をこらしております。

しにございまして、食べたりみがきましようというのも結構なことでございますが、これらにつきましては教育課程には入っておりませんので、強制はできませんが、各学校ごとに創意工夫をこらしておりますので、このような考え方を今後もいてみたいというふうに考えております。

なお、この問題についても非常に虫歯予防は大切だということ、私どもはよくわかっております。

以上、お答えいたします。

○市民部長（井エヌ男君） それではフッ素塗布の乳幼児健診時における指導はできないかというふうなことで、現在市で実施していると言われておりますが、これは東京郡の保健所の方で実施している事業でございまして、三カ月、六カ月、九カ月と三歳児というふうなことでやっております。そのうち九カ月までには歯がありませんので、実質的には三歳児のみに限られると思いますが、この辺につきましては、今後市が実施予定を考えております。一六カ月の健診日、このときにこのような事業を加えていけばと検討していきなにと考えております。

この問題につきましても歯科医師会等の関連がありますので、協議をいって進めたいと思っております。

それからいま一つ、現在行われている休日診療のPRはどのようになっているのかという御質問でございますし、またどういう問い合わせかとい

うことですが、こうしてもよいと思われますけれども、西多摩歯科医師会に再度確認をしてから、差し支えないという判断の上で、市の広報、あるいはお知らせ等でまよはと考えております。

それから問い合わせ先でございますけれども、これは現在健康センター等へ電話で歯痛等の場合には問い合わせれば、休日診療のやっている歯科医さんの所を案内をしております。

○十一番(原 敏子君)

それでは一つおつあれですけれども、障害児の虫歯対策について、

そういう点ではいま部長の答弁がありましたように、問題は重度なものです。重度だからこそこひとなりますし、手おくれにもなってくるわけ

ですけれども、

そういう点で、とりあえず私は、市の国際障害者年の一環

として、福祉部長ではなくて市長あたりに国際障害者年として、では

○障害者の方たちの虫歯の問題も考えていこうというふうな、そういう国際

障害者年は始まったばかりですから、まだこれから何年もあるわけですから、

少しこれを契機に、この一年で国際障害者年が終わるわけじゃありませんので、

それだけ一応市長に、今後どういう形でそれを考えていく気があるのかど

うか、ちよつとそれを聞かせてください。

とりあえずはそうはいつでも、いまでも歯が悪い人だっているわけですから、

いま部長の言われまう都立総合病院、そういう病院へ申し

出がありましたら必ずそういうふうな手だてをしていただき、重度の方た

ちも安心して虫歯の治療ができるような、そういうことをお願いしたい

と思います。

それと学校給食、これはいま何か余り煮え切らない返事で私もよくわか

らないですけれども、学校でPRしているからと言いますけれども、

これは徹底していれば私も一般質問しなくていいんですけれども、なかなか

徹底してない部分があるのも、それはそれを学校のそれその先生の方

によってまた違いますでしようし、私が一般的に聞いた話では、なかなか

先生方が虫歯予防デーみたいなああいう日には虫歯の話なんかされますし、

保健の先生方はそういう点では話をされるようですけれども、日常

ふだんにはなかなかそこまでいってないというのが実情じゃないかというふうに

私は思っています。

そういうふうに聞いています。

そういう点で虫歯予防

デーをきっかけにして、私は歯をみがきたい人は歯ブラシを持っていってほしいという、それだけでいいんじゃないかというふうに思っておりますけれども、強制じゃないので、八木さんはそういうふうに言われまうたので、これからちょっと期待しまして、これぐらいにして、今後は学校教育の方でちやうと見させていたいただきたいと思ひます。

それとフッ素の塗布ですけれども、うがいをする中にもフッ素をちやうと入れてやるととってもいいというふうに聞いています。これも井上部長の方からいふ言われまうたので、すぐはあれでしょうけれども、フッ素の効果というものを、私はやはりお互いにもっともつと勉強していかなくちゃいけないんじゃないかと思ひます。そういう点で一、六ヶ月の健診——一歳半の健診があるときに検討していきたいということですが、これも前向きにぜひ検討していただきたいと思います。

市長にちやうとこれをお聞きしたいんですけれども、市長はさっきの答弁の中で、小学校なんかでもフッ素のうがいをやっておられる所もあるというふうにさっき答弁されまうたね。私もそれは承知するんですけ

れども、そういう点で福生の行政としてこれから先、本年度というわけにはいかないでしょうけれども、市長の方針としてこれからの将来、近い将来、

来、こういうこともやっていきたいというふうに考えられているのかどうか。

やはり国連の世界保健機構なんかも言われているわけですから、

これはもう市長の決断でできるんじゃないかというふうに私は思ひますけれども、市長のそこらの考え方を聞かせていただきたいと思います。

いますぐということじゃなくて結構ですけれども……

それと休日歯科診療については、いま部長の答弁がありまうたようにぜひお願ひしたいと思ひます。歯医者さんがよろしいということでしたらぜひ広報なり宣伝していただきたいというふうに思ひます。

保育料ですけれども、

いま部長の言われまうた、ここへはまたはつき

り金額が提示されているわけではありませんが、これから専門委員も

募ることでしょうから、私はやはり広く市民の……さうのこの一般質問でお

聞きたいのは、どうしても広く市民の意見を聞いていただいて、市民の

ためもが納得するような、市長の言われる改定をしていただきたい。

それ

ぐらいたすけれども、それと同時に、保育料そのもの、企画財政部長さんにならうとあれですけれども、保育料そのものの考え方、私のさき言いました地方自治法の関係もありますし、その今の考え方をきょうは結構ですけれども、十分検討していただきたいというふうに思います。かかる経費を全部保護者に負担させる受益者負担という形で言われるのではなくて、私はやはり使用料、手数料と同じように、そのうちの人件費は当然除くべきじゃないかというふうに思っています。それが、だからいまの保育料にどうなっているかどうかは別ですよ。保育料そのものの考え方として、そういうふうに考えますので、その保育料そのものの考え方を十分検討していただきたいというふうに要望しておきます。

その点だけ、市長、いまのは結構ですけれども、さっきのことをちょっと答えてください。

○市長(田村匡雄君) お許しをいただきます。自席で答弁させていただきます。

国際障害者年というだけでなく、やはり重度の齒科医療というような

こういったことについても非常に関心を持っているわけですけれども、大変にいい御提案をいただきました。このことについては提案は提案として、私ども好意に受けとめさせていただきたいというふうに考えております。それから、素の塗布についてでございますけれども、学校の方の關係でございまして、委員長の方ともよく相談いたしました。十分に原議員さんの意向を、今後教育委員会でも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

答弁にさせていただきます。

○議長(末次性男君)

次に九番 小野沢久君。

(九番 小野沢久君登壇)

○九番(小野沢久君)

通告に従いまして、下水道事業、自転車対策についての二点について一般質問をさせていただきます。

下水道につきましては、昨日の一般質問と大幅に変わるころがあるわけでございますけれども、下水道の關係の相談が非常に多いわけでございます。たとえば、いづころできるか、あるいは高額の工事なので、市はより詳しく説明

をしてほしい。工事費が高いのではない。あるいは業者間の差が大きいのではない。また水洗化しないとペナルティがあるのではないかと等々、さまざまな相談を受けるわけでございます。

そこで供用開始三カ年を経過した地域のくみ取り料について、昨日の一般質問の答弁にもございましたが、有料化を前提として、全地域が供用開始になつてからという答弁であつたと思ひます。

そこで福生市としての有料化を前提とし、しかもその八〇％ぐらいが普及してかりという結論に至つた根拠といひますか、考へ方、またそうしますとその時期はどのくらいになるのか。それと普及率の向上対策についての

PRは、具体的にどのような形で行つてゐるのか。

もう一点、受益者負担金がございますが、受益者負担金の徴収猶予というのは申請によつて行われるわけでございますが、現在どのくらいの申請が出てゐるか。

次に自転車対策についてでございます。

これは三月の定例会でも一般質問をいたしました。通勤・通学者

にとって自転車は何にもかへたい足であります。

行政の積極的な取り組みを望むところであります。

四月から高齢者事業団のおいさんが二人、福生駅の東口の整理の担当をしてゐるわけでございますが、この二月

を見た場合に、どうも駅広の工事のためだけであつたような気がするわけでございますが、あそこにあつた自転車がそっくりそのまま西友ストアにあるいは大信の前に移動したに過ぎないと思ひますが、どのような見解を持て

ゐるのか。以上の二点についてお答えをいたしたいと思います。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君)

小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

下水道事業でございますけれども、

一、二番とも部長の方から答弁してあるわけでございますので、なお詳しくは御質問にいろいろと部長の方から答弁してありますので、よろしくお願ひいたします。

自転車対策の福生駅東口のその後状況でございますけれども、福生駅

周辺の放置自転車対策といひまして、本年四月から高齢者事業団にこの整理を委託しておりますが、現在、駅前広場にはほとんど放置されて

になっておりますが、指定の駐車場にはまだかなりの余裕がございます。

この駐車場が離れているからとは思いますが、最近西友付近に相当駐車が見られるようになっております。今後、この対策として、国鉄用地

等につきましても折衝してみたいと思っておりますが、同時に利用者自身も

交通ルールを守っていただくよう考えております。また国立市におきま

しては、他市に先駆けて条例化にしておりますので、これも研究させて

いただきたいと思います。

詳細につきましては、担当から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○市民部長(井上久男君)

それでは自席から市長の補足答弁をさせていた

きたいと思っております。

これは昨日の貴井議員さんから

し尿の有料化の問題ですけれども、説明も御答弁の中で重

の御質問のあた内容と同様でございます。よろしく願います。

複することもあると思っておりますけれども、公共下水道の水汚化の関連の調整会議

を昨年の十二月から四回ばかり開いております。

この中でお答えをいたしますが、

そのものにつきましては昨年も申し上げましたとおり、

担当委員会にも御相談

申し上げまして、

それと考えておたわけですけれども、

再度御答弁申し

上げたいと思っております。

御案内のように

公共下水道の供用開始後三年を経過したわけで

ございますけれども、

改造しないうちに対する制裁的なものはどうするかというよう

なことで、

し尿のくみ取りを有料化することは、

制裁的なものというこ

とはかけ離れているというが、

次元の異なる問題であろうというこ

困難であるということになっております。

有料にすることにしたら、くみ取り

手数料を徴収すべきであるというふうなことで、

その場合一部地域ばかり

でなく、全地域を対象にすべきであろうというこ

定した区域でなく、御案内のようにこの状況の供用開始区域が実際にあり

まして、広域実態調査等も含めまして、

相当に準備がかります。

さらに有料化することによって、

市民の権利的概念が下水道の促進の弊害

にもなると予想されて、

またあるいは他の市の状況等も勘案しながら